

## 新築や増築された方へ

# 家屋調査にご協力ください



家屋を新築または増改築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、市税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。

家屋調査にご理解とご協力をお願いします。

※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日時を相談のうえ、お伺いします。

### 【家屋調査の内容】

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見します。図面などをお借りすることもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行います。



### 【調査にかかる時間】

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり1時間程度で調査が終了します。

### 【家屋を取り壊した時】

固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税されますので、家屋を取り壊した年の翌年度からは課税（家屋のみ）されません。

市税務課では市内の家屋の状況把握に努めていますが、取り壊しのご連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。お手数ですが、年内に市税務課まで取り壊しの届出を提出してください。

また、登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記もお願いします。

### 【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115 / FAX 33・3401

Mail: koteishisanzei@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 新築や増築に伴い土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用するようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の固定資産税額が変更になることがあります。

土地の用途を変更された方は、市税務課固定資産税担当までご連絡ください。

### 【用途変更の例】

- ◎新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得
- ◎住宅用地の変更（隣接地の買い足しなど）
- ◎住宅用地以外の土地を住宅用地に変更（土地・家屋の用途変更など）
- ◎住宅用地の全部または一部を別用途に変更（店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど）

### 【農地をお持ちの方へ】

新築・増築するために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用（許可・届出）をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。



### 【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115 / FAX 33・3401

Mail: koteishisanzei@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp